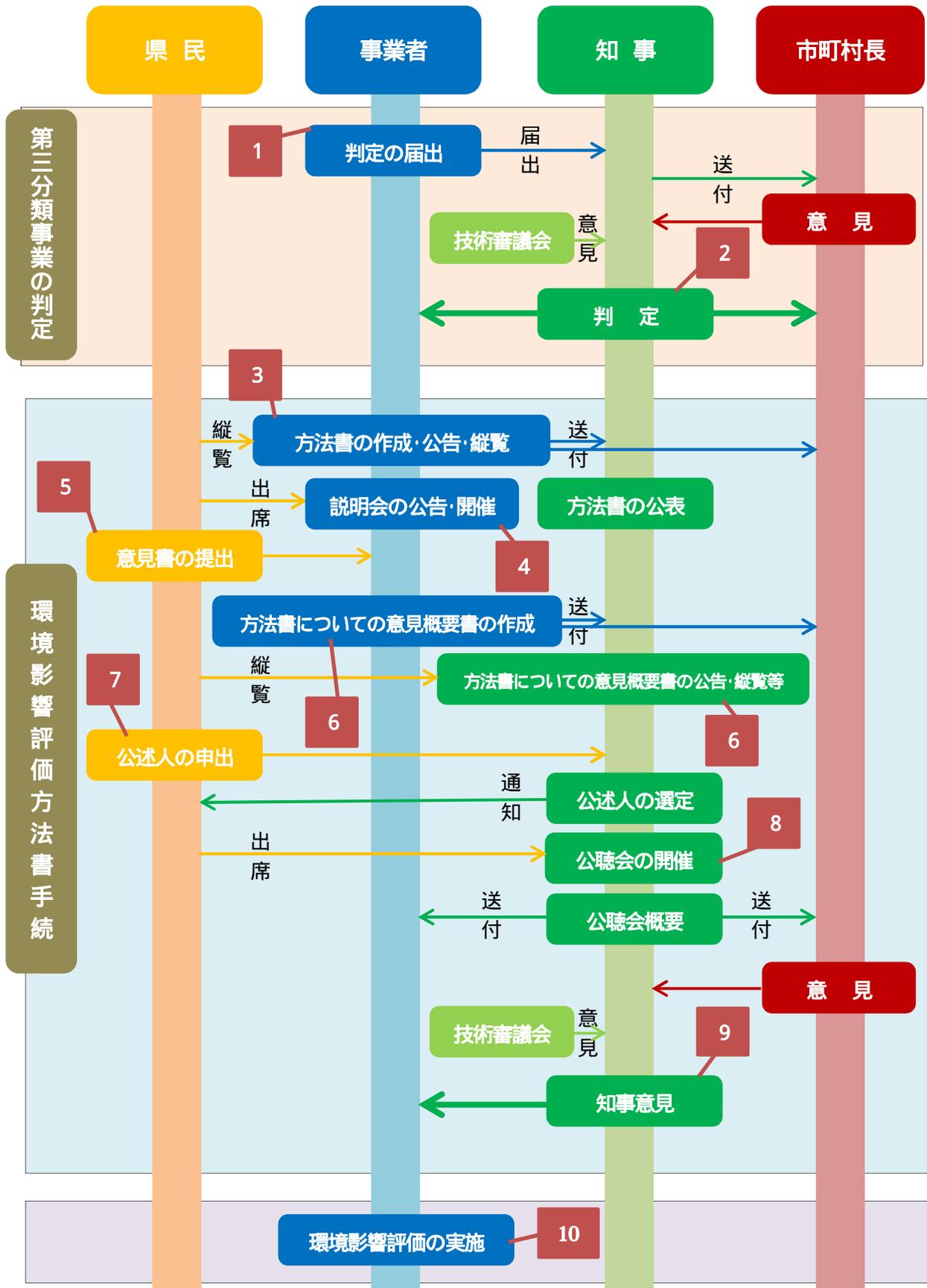


山梨県環境影響評価条例に基づく 環境影響評価手続の流れ



1

第三分類事業の届出

第三分類事業を実施しようとする者は、その事業について環境影響評価の手続が必要であるかどうか知事の判定を受けるための届出を行います。

2

第三分類事業の判定

知事は、届出のあった事業について市町村長や技術審議会の意見を聴いて、環境影響評価の手続が必要かどうか判定基準に従い判定します。(届出の日から起算して60日以内)

3

環境影響評価方法書(以下「方法書」)の作成・公告・縦覧

対象事業を実施しようとする事業者は、環境影響評価の方法を記載した環境影響評価方法書及び要約書(以下「方法書等」)を作成し、方法書等を縦覧する旨の公告を行い、1ヶ月縦覧し、環境の保全の見地から意見のある人の意見を求めます。

4

説明会の公告・開催

事業者は、関係する地域内において、方法書等(又は準備書等)の記載内容を周知させるため、説明会の1週間前までに日時、場所等を公告のうえ、説明会を開催します。

5

意見書の提出

環境の保全の見地から意見がある人は、縦覧期間(1ヶ月間)及び縦覧終了後2週間の内に、事業者に対して意見書を提出することにより、意見を述べることができます。

6

方法書についての意見概要書の作成・公告・縦覧等

事業者は述べられた方法書についての意見の概要を記載した書類(方法書についての意見概要書)を送付します。知事は送付があった旨の公告を行い、1ヶ月間縦覧するとともに、環境の保全の見地から意見を聴くために公聴会を開催する旨の公告を行い、公聴会に出席して意見を述べていただく人(以下「公述人」)を求めます。また、事業者は知事から意見概要書に対する見解を求められたときは、見解を記載した書類(見解書)を知事に送付します。

7

公述人の申出

公聴会で環境の保全の見地から意見を述べようとする人は、公聴会の開催される15日前までに、知事に対して公聴会において述べようとする意見の要旨を提出していただきます。(知事は、意見の要旨を提出した人の中から、公述人を選定し、選定した人には公聴会開催予定日の3日前までにその旨通知いたします。)

8

公聴会の開催

知事は、環境の保全の見地から意見を述べるにあたり、公述人から意見を伺います。

9

知事意見

知事は、環境影響評価の手続の各段階において、公聴会、市町村長及び技術審議会の意見を参考に、事業者に対して環境の保全の見地から意見を述べます。(方法書手続：意見概要書の送付を受けた日から90日以内、準備書手続：意見概要書・見解書の送付を受けた日から120日以内、評価書手続：評価書の送付を受けた日から60日以内、中間・完了報告書手続：意見概要書・見解書の送付を受けた日から90日以内)

10

環境影響評価の実施

事業者は、方法書についての県民等の意見及び知事意見を踏まえて選定した項目及び手法に基づいて、技術指針で定めるところにより環境影響評価を実施します。